

通所介護及び第一号通所型サービス重要事項説明書

< 令和6年12月1日 現在 >

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. デイサービスセンター のんびり村の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスセンター のんびり村
介護保険指定番号	4072200142
所在地	朝倉市山見429番地
管理者	稲葉 裕介
電話番号	0946-25-1558 (8:00~17:30まで)
FAX番号	0946-25-1938
サービスを提供する対象地域 *	朝倉市、朝倉郡筑前町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同施設の職員体制

	常勤	業務内容
管理者	1名(兼務)	施設の運営管理の総括
生活相談員	2名(1名兼務)	利用者の生活相談、指導
栄養士	1名(兼務)	献立作成、栄養計算、食品管理
機能訓練指導員	3名(2名兼務)	利用者の機能訓練指導
介護職員	8名(1名兼務)	利用者の日常生活の介護
看護職員	2名(1名兼務)	医師の指導による利用者の健康管理
言語聴覚士	1名	コミュニケーションや食べる障害の為のリハビリ業務

言語能力や聴覚能力を回復させる為のリハビリ業務

(3) 同施設の設備の概要

定員	37名
センターフロア	568, 28㎡
浴室	一般浴、リフト浴が利用できます

(4) 営業時間

月～土	8:30～17:30
定休日	日曜日、年末年始(1月1日～1月3日)

* 緊急連絡電話 0946-25-1558

3. サービスの内容

- ① 送迎
 - ・朝倉市、朝倉郡筑前町の地域の送迎を行います
 - ＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
- ② 食事
 - ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ③ 入浴
 - ・ご契約者の身体状況に応じ入浴又は清拭を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・ご契約者の身体状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

4. 料金

予防型	要支援①	要支援②
基本料金	1,798	3,621
処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険改正に準じて	

【実施状況に応じて加算される項目(1か月につき)】

サービス加算	要支援①	要支援②
サービス提供 体制強化(Ⅰ)	88	176
サービス提供 体制強化(Ⅱ)	72	144
サービス提供 体制強化(Ⅲ)	24	48
科学的介護推進体制加算	40	
生活機能向上連携加算(3月に1回限度)	100	
若年性認知症利用者受入加算	240	
栄養アセスメント加算	50	
栄養改善加算	200	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	
運動器機能向上及び栄養改善	480	
送迎減算(片道)	-47	

	時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護型	3時間以上4時間未満	358	409	462	513	568
	4時間以上5時間未満	376	430	486	541	597
	5時間以上6時間未満	544	643	743	840	940
	6時間以上7時間未満	564	667	770	871	974
	7時間以上8時間未満	629	744	861	980	1,097
	8時間以上9時間未満	647	765	885	1,007	1,127

【実施状況に応じて加算される項目】

サービス加算

入浴加算(Ⅰ)	40
入浴加算(Ⅱ)	55
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6
科学的介護推進体制加算(1か月につき)	40
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険改正に準じて
個別機能訓練Ⅰ	イ:56(1日につき) ロ:76(1日につき)
個別機能訓練Ⅱ(1か月につき)	20
口腔機能向上加算(Ⅰ) 3か月以内の期間に限り月2回まで	150
口腔機能向上加算(Ⅱ) 3か月以内の期間に限り月2回まで	160
栄養改善加算 月2回まで	200
若年性認知症利用者受入加算	60
中重度ケア体制加算	45
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1か月につき)	100
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1か月につき)	200
送迎減算(片道)	-47

- * 加算において算定要件の基準を満たした場合には、加算を実施させていただきます。
- * 上記の料金その他、食事代が別料金になります。 昼食費 600円
- * その他、おむつ代、レクリエーション、お弁当、朝食等にかかる費用は自己負担となります。
- * 介護保険負担割合証における利用者負担の割合が2割または3割の場合は、それに該当する料金を負担いただきます。詳細は、担当までお問い合わせください。

(2) キャンセル規定

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前営業日までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日にご連絡いただいた場合	昼食代全額負担

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、末日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. デイサービスの特徴等

(1) 経営の方針

- | | |
|--|---|
| <p>① 経営理念</p> <ul style="list-style-type: none">・地域社会福祉への貢献・総合福祉サービスの向上、充実・信頼される施設作り・人材育成と活力ある職場づくり | <p>③ 重点施策</p> <ul style="list-style-type: none">○ 良質の総合福祉サービスの提供○ 磐石の経営基盤の確立・経営の効率・リスク管理体制の整備・地域から頼られる存在・人材育成と人事制度の見直し・公益性の追求と継続性の維持・専門性の確保と開拓性の発揮 |
| <p>② 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者、家族第一主義の徹底・経営本質の強化・人材の育成 | |

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・喫煙を希望される方は、必ず申し出てください。
- ・車椅子、シルバーカー等でご本人様の使用のものがあれば、持参していただくようお願い致します。
- ・所持品、備品等の持ち込みは必ずご連絡下さい。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。

(3) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
例:コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)を要求する
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
例:必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急の場合は別紙に定める緊急連絡先に連絡します。

8. 非常災害対策

- | | |
|--------|--|
| ・防災設備 | 煙感知器、熱感知器、スプリンクラー、防火扉
消火器、自動通報、誘導灯等 |
| ・防災訓練 | 年間計画に基づき昼間、夜間の通報、消火、避難訓練実施 |
| ・防火責任者 | 平田 将博 |

9. サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆当施設ご利用者相談・苦情担当☆

担当：森田 実幸 〒838-0014 朝倉市山見429番地
電話;0946-25-1558
FAX;0946-25-1938
(受付時間 月～土曜日 8:00～17:30)

☆サービス相談窓口☆

朝倉市役所 〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺412-2
担当部署;介護サービス課 電話;0946-22-1111
E-mail : top@city.asakura.lg.jp
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

☆福岡県運営適正化委員会☆

福岡県社会福祉協議会 〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ
電話;092-915-3511
FAX;092-584-3354
E-mail : soudan@fuku-shakyo.jp
(受付時間 火～日曜日 9:00～17:30)

☆国民健康保険団体連合会☆

介護サービス相談室 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号
電話;092-642-7859
FAX;092-642-7857
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

☆筑前町役場☆

福祉課/高齢者福祉係 〒838-0211 朝倉郡筑前町久光951-1
(めくばー内) 電話;0946-24-8763
FAX;0946-24-8751
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

☆広域連合 朝倉支部☆

めくばー健康福祉館内 〒838-0211 朝倉郡筑前町久光951-1
電話;0946-21-8021
FAX;0946-21-8031
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

☆大刀洗町役場☆

健康福祉課/健康推進係 〒830-1298 三井郡大刀洗町大字富多819
電話;0942-77-2266
FAX;0942-77-2205
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

☆広域連合 うきは・大刀洗支部☆

うきは市庁舎西別館 〒839-1393 うきは市吉井町新治372
電話;0943-74-5355
FAX;0943-74-5353
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

☆第三者委員☆

氏 名; 梶原 眞 電話番号; 25-0737
氏 名; 内田 勝恵 電話番号; 25-0948

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

通所介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住所 福岡県朝倉市山見字堂園429番地
事業所名 デイサービスセンター のんびり村
代表者名 管理者 稲葉 裕介 印

説明者 所属
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

身元保証人 住所
氏名 印
続柄 ()